

令和4年沼津市教育委員会 第7回定例会会議録

1 日 時 令和4年7月21日(木)
午後3時05分～午後5時04分

2 場 所 沼津市役所3階 第3・4委員会室

3 日 程

(1) 開会

(2) 会議録署名人の指名(土屋委員 川口委員)

(3) 教育長報告

(4) 報告事項

報告事項1 令和4年度沼津市一般会計補正予算(第6回)について

(5) 議案

議第12号 沼津市立沼津高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

議第13号 令和5年度使用の沼津市立沼津高等学校教科用図書の採択について

議第14号 沼津市立小中学校通学区域審議会条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める者を定める規則の一部改正について

議第15号 沼津市学校給食費に関する要綱の特例に関する要綱の制定について

(6) 協議事項

なし

(7) 報告事項

報告事項2 令和4年6月市議会定例会一般質問等について

報告事項3 2022高校生しゃべり場 in ぬまづの開催について

(8) その他

(9) 議案

議第16号 沼津市育英条例に基づく令和4年度奨学生の選定について

4 出席者等

教育長 奥村篤、教育長職務代理者 土屋葉子、委員 川口浩史、委員 重光純、委員 佐藤清子、教育次長 山本貴史、教育指導監兼学校教育課長兼情報教育推進室長 山崎巖、教育企画課長 原将史、学校管理課長 望月浩司、沼津市立沼津高等学校長 小林浩明、沼津市立沼津高等学校事務長補佐 板倉広子、学校教育課学校給食室長 渡邊偉智洋、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 後藤寿代、図書館事務長 中澤芳子、学校教育課長補佐 渡邊芳久、調整担当・教育企画課課長補佐 内村一徳、教育企画課指導主事 栗原克弥、教育企画課指導主事 松岡ミユキ、教育企画課指導主事 岩本智明

5 会議内容

(1) 開会

奥村教育長が午後3時05分開会を宣言する。

奥村教育長 あっという間に梅雨が明け、昨年より 20 日も早く、梅雨の期間はわずか 13 日間だった。あまりに早かったせいか、先週から今週はぐずついた天気が続き、九州では線状降水帯による大雨、東北地方でも何日も大雨が続き、災害が各地で発生している。昨日からは三島で真夏日を観測するなど、10℃前後の気温差に身体がついていかずに体調を崩されてはいないか。新型コロナウイルスを踏まえた生活も 3 年目に突入し、各学校における子供たちの健康・安全に向けた長期にわたる先生方の御尽力には感謝しかないが、今後もウイルスは継続的に変異し長期化は避けられない。明日、市内の小中学校では終業式を迎える。現在第 7 波の襲来で、一部の学校では爆発的に感染者が増えており、本日は小学校で学校閉鎖が 1 校、学年閉鎖 1 校、学級閉鎖 1 校、中学校で学級閉鎖が 1 校、また、10 人を超える教職員が、陽性者または濃厚接触者として自宅待機を強いられている。これらの感染経路については家庭内感染の割合が高く、各家庭の協力が不可欠である。また、熱中症が心配される環境下でのマスクの着用は、3密の回避を心がけ、無理に着用させない指示も大切になる。明後日から夏休みになるが、大人も子供も多くの人と接触するため、2 学期のスタートは予断が許せない状況になると思う。昨年の夏休みは急遽、期間を延長したが、今年は自宅にてリモートやオンラインでの始業式や授業も想定される。各学校にはその旨を伝え、そのような状況に対する準備も指示している。

(2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に土屋委員、川口委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は一部非公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 1 人

(3) 教育長報告

奥村教育長 6 月市議会が、6 月 7 日から 6 月 28 日までの 22 日間の会期で開催された。教育委員会関連の議案については原案のとおり可決した。また、一般質問は、「小中学校における ICT 活用の促進」「子どもの権利条約」「市立小中学校におけるいじめ」について等、計 5 人の議員から多くの質問をいただいた。後程、事務局より提出議案や一般質問等についての概要報告がある。

6 月 18 日（土）には、愛鷹球場で開催された第 10 回しずちゅう旗静岡県学童軟式野球大会開会式に参加した。昨年、一昨年は新型コロナウイルスの感染拡大のため開催できず、3 年ぶりの開催となった。スポンサー企業である静岡中央銀行様の、コロナ禍で活動の場面を失っていた学童野球の子供たちのために、何とか今年度は開催したいとの熱い思いを受け、関係各位皆様の御尽力により開催された。始球式では私がバッターとして参加し、見事なスイングをして拍手をもらった。空振りをして褒められるのはこのときだけだと思う。開会式後には雨が強くなり、各会場で行われていた試合は途中で打ち切れ、翌日の日曜日に再開された。

7 月 1 日（金）には、沼津市役所にて令和 4 年度沼津市表彰式を行った。本市では例年市制記念日に、公益に寄与し、又は市行政の進展に特に功績のあった個人及び団体を表彰し、その功績を顕彰している。今年度は 87 名及び 8 団体の皆様を表彰した。当日は欠席されたが、昨年 10 月まで本市教育委員を 3 期 12 年間勤めた三好元委員にも教育功労賞を授与した。改めてこれまでの功績に感謝申し上げる。

また、沼津市は来年、市制100周年を迎える。それに向けたロゴマークとキャッチフレーズを市内外から募集し決定したため、その表彰式が引き続き行われ私も選考委員として参加した。本日教育委員の皆様にもお配りしているが、子供たちや先生方のクロームブックの画面上に、スイッチを入れると現れるように設定している。きらりと輝く沼津市の、次の100年を担うのは子供たちである。これまでの沼津の100年の歴史を振り返り、「先人達への感謝と敬意」「郷土への誇りと愛着」そして「次の100年への新たな一歩」をコンセプトに、今後の未来を拓く子供たちが、誇り高い沼津を創造し、貴き志を持つ人への成長を願う、市制100周年に向けた機運の醸成をする取組である。教育長報告は以上とする。

<報 告>

奥村教育長

日程（4）報告事項である。

報告事項1は、6月28日に閉会した沼津市議会定例会において追加で上程した議案となる。教育委員の皆様には事前に連絡したが、「沼津市教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項に則り、特に緊急を要し、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、当該事務について、私、教育長が教育委員会を臨時に代理した案件である。同第3条第2項には、「教育委員会を臨時に代理したときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない」と定められているので報告する。また、本来であれば日程（7）報告事項で扱う案件であるが、報告事項1は、日程（5）議案、議第15号の根拠となる補正予算についての報告となるため、日程（5）議案の前に報告する。

報告事項1 令和4年度沼津市一般会計補正予算（第6回）について

<新型コロナウイルス感染症や国際紛争の影響により、国内でも物価高騰が続いていることを踏まえ、市立小中学校の給食の質を確保するとともに、子育て世帯の生活を支援するため、学校給食材料費の増額と併せて、10月から翌3月までの学校給食費を無償化する費用を補正予算として計上した。また、新型コロナウイルス感染症対策として、市立図書館の換気設備等改修などに係る費用を補正予算として計上した。なお、本件の市議会上程については、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなく、教育長が臨時代理を行ったことから、本会にて報告し、承認を求める。>

(教育次長 資料に基づき説明)

奥村教育長

説明が終わったが、本件に対する御意見、御質問等いかがか。

佐藤委員

材料費の10%増額は、10月から3月までか。また、給食費の無償化は、母子家庭等に限定したものではなく、全世帯が対象か。

学校給食室長

材料費の10%の増額は、10月から翌3月までとなる。また、無償化の対象は、全ての児童生徒の給食である。収入等による制限はない。

奥村教育長

増額は10月から3月ということだが、3月以降は元に戻るのか、または、もっと上がるのか。

- 学校給食室長 翌年度の給食費は、現在未定である。3月までは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を給食費の財源に充てられると国から示されたため、給食費の無償化が実現したが、次年度以降は国の施策を注視し、財源を確保できる措置があるかを確認しながら決めていくことになると思う。基本的に給食費は、学校給食法に定められているとおり、保護者等が負担するものとなっている。受益者負担の原則の観点からも本来は保護者等に御負担いただくものと認識している。
- 奥村教育長 現在物価が高騰しており、質の確保と安定した供給という理由で材料費を10%増額することだが、それが3月までで解消するのか。
- 学校給食室長 この度の給食費の増額は、3月までの措置である。次年度以降の給食費については、物価の変動等を確認しながら、保護者や栄養士、校長先生の代表等、皆様の意見を聞き、今後検討することになると考えている。
- 奥村教育長 現在、1食あたり小学校は276円から277円くらいである。10%掛けると、304円くらいになる。中学校の給食はもう少し高く、330円くらいである。それを1.1倍すると363円になる。6月分となると、小学生が約3万円、中学生が約3万5千円である。
- 佐藤委員 給食費は、市内全ての学校で同じ金額なのか。
- 学校給食室長 学校給食は、令和3年度から公会計化されており、市内一律の金額で行っている。
- 奥村教育長 それぞれ栄養士がいるので、献立は学校ごとに異なる。
- 川口委員 私も施設の運営に関わっており、入所の施設なので給食である。物価の高騰によるものであるが、今までどおりで行うと食材費が非常に上がってしまう。質を落とさずに物価高騰に対応する工夫をしていると思うが、そのあたりについて教えてほしい。
- 学校給食室長 各学校の栄養士から、物価の高騰が食材費を圧迫していると意見をもらっている。給食費の増額も1つの解決策ではあるが、食材をどのように安価で確保できるか、食材の供給業者、また、食材選定の見直しをする取組を栄養士と進めているところである。
- 奥村教育長 ほかにいかがか。御意見も尽きたようなのでお諮りする。報告事項1 令和4年度沼津市一般会計補正予算（第6回）について、報告のとおり承認するということでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。報告事項1について、承認する。

<議 案>

- 奥村教育長 日程（5）議案である。

議第12号 沼津市立沼津高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

<県立高等学校では、平成20年度入学者選抜から通学区域（学区）が撤廃され、全ての県立高等学校の学区が県内全域となったが、市立沼津高等学校の学区に関する本規則では、従前の学区を維持しながら入学者選抜の特例によって学区外の志願者を受け入れており、受け入れ条件が不明瞭となっている。このため、

昨年度再定義した市立沼津高等学校に期待される社会的役割等（スクール・ミッション）の中にある「県東部の中等教育の拠点として役割を果たす」を踏まえて学区を見直し、関連する入学者選抜の特例を改正する。併せて、他規則との表現統一や様式の変更など、所要の改正を行うものである。>
(市立沼津高等学校事務長補佐 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 学区と学区外からの志願者の受入れについて説明があった。本件に関する御意見、御質問等はいかがか。
- 重光委員 第3条に追加されている志願者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合、保護者になる保証人は、どのような方を想定しているのか。
- 市立沼津高等学校長 御存知のとおり成年年齢が18歳に引き下げられ、本校において今のところ想定はしてはいないが、今後の対応においてそういうことがあると考えている。今後、長い目で見て授業料や校納金等の支払い等を考えたときに、保護者に代わる者が必要となり、年齢的に祖父母やおじ、おば等が想定される。成年に達している場合、親権者や後見人ではなく、保証人という表現にしている。県でも同様の文言であるため、それに倣っている。
- 重光委員 保証人は、志願者が負担する授業料について、連帯保証や保証債務で負担する立場になるのか。
- 市立沼津高等学校長 法律に詳しくはないが、生徒の問題行動や先程お話しした経済的な面も含めて、生徒の面倒を見ていただく方と考えている。
- 奥村教育長 新旧対応表の旧の方では、「保護者（親権者又は後見人をいう）」となっている。
- 市立沼津高等学校長 括弧が多くわかりにくいですが、括弧を外すと、「高等学校へ就学しようとする者は、その保護者の住所が学区内にあるものでなければならない」となる。その中に、括弧の表記で保護者について「親権者又は後見人をいい、志願者が成年に達している場合又は特別な理由がある場合は、保証人をいう」となっている。
- 重光委員 基本的には志願者は子供なので、その親が沼津なり、伊東なり、県東部にいないといけないということだが、成年に達している場合、保証人は親権者でも後見人でもないため、志願者本人が学区に住んでいればよいと思う。保証人が必ずしも何らかの法的関係に元々ある人物ではなく、その人が沼津にさえ住んでいれば東京にいる成人でも志願できることになるのかと思う。この保証人の趣旨と法的地位がよくわからない。住所が学区内にあることを入学要件にしているのであれば、子供なら親がそこに住んでいる人というのはわかりやすいが、成年に達している、または特別な理由がある場合は、むしろ本人の住所の方が重要だと思う。本来は、保護者の住所が学区内にあろうがなかろうが、本人が住んでいる必要がある。
- 市立沼津高等学校事務長補佐 例えばスポーツなどで、学区外の生徒が親元を離れて寮などに入り、保証人を立てて暮らす場合、住民票を必ずしも移せないことが想定される。そのような例を考え、保証人の住所が学区内にあることで志願できるようにしていると考えている。
- 重光委員 市立沼津高校には、寮があるのか。
- 市立沼津高等学校事務長補佐 寮はないが、今回の規則改正にあたり、県内のスポーツ強豪校が他県から志願者を受け入れたが、保護者が県内に住所を動かすべきところを動かさなかったことで問題が発覚したという経緯がある。本校において、例えば野球の裁量枠

の志願者が、下宿先等で保証人を立てることも想定できる。様々なケースを想定した中で、このように記載していると捉えている。

- 奥村教育長 確かに県立高校で問題となり、県の高校教育課や県知事もこれに関してコメントを出していた。補足はあるか。
- 市立沼津高等学校長 県に準じた形でこのような文言にしていると発言したが、もう一度県と確認し、見直しをさせていただいてもよろしいか。
- 奥村教育長 次回の定例会での継続審議でも、生徒募集には支障はないか。
- 市立沼津高等学校長 支障はない。
- 佐藤委員 住所が学区内にあることと居住していることは違うのか。住所だけ移せば、実際には住んでいなくても通えるという理解でよろしいか。今回、学区を県東部全域に広げたが、例えば、湯河原に住んでいる者が市立沼津高校に入学できるのか。居住は湯河原で、住所だけ県東部に移せば通えるのか。
- 市立沼津高等学校事務長補佐 本来、住民票があるところ、イコール居住しているところとなる。県東部が学区となるが、学区外からは通えないということではなく、学区外からも募集定員の5%を上限として入学を許可する。湯河原からも本校に通うことはできる。
- 佐藤委員 「住所がある」と「居住している」という表現の違いがあると思った。三島に住んでいたが、沼津東高校へ行くために沼津第二中学校に通っていた同級生がいた。当時は、県立高校の学区が決まっており、三島から沼津東高校へは行けなかったため、沼津に住所だけ移して三島から通っていた。
- 市立沼津高等学校事務長補佐 異なる例だが、大学生の子供がいる場合、住民票は残したままで大学近くに居住していることもある。居住地イコール住民登録地かということは、難しいところもあると思うが、本規則の中で入学者選抜の特例として学区外からも本校に通うことができる。
- 奥村教育長 先程校長から県立高校に準じてこちらの改正をしているという話があったが、今ひとつ説明しきれない部分もあったため、もう一度精査をして、次回改めて御提案させていただくことでよろしいか。
- 議第12号 沼津市立沼津高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について、継続審議することによいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第12号については、継続審議とする。

議第13号 令和5年度使用の沼津市立沼津高等学校教科用図書の採択について

＜公立高等学校で使用する教科用図書については、学校において採択案を作成し、学校を設置する教育委員会で決定するため、沼津市立沼津高等学校から内申のあった令和5年度に使用する教科用図書について審議し、採択する。令和5年度使用教科用図書の選定にあたっては、教科担当教諭による教科会において、生徒の実態、学校の特色を考慮し、内容、組織・配列、生徒への配慮、表現・造本を観点に採択案を作成した。また、写真、図表、グラフ等の授業での活用しやすさについても考慮した。令和4年度より新学習指導要領がスタートしており、2年生の全ての教科用図書が新しくなり、新規採択のものが多。新規採択の教科用

図書については、適切な内容が精選され取り上げられているか、生徒が自主的な学習を進めるのに適しているか等について厳正に審議し採択した。>
(市立沼津高等学校長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。小中学校の教科用図書と違い、高校用の教科用図書は毎年採択をする。今年度から新学習指導要領が年次進行で実施され、教科書も変わった。来年度の2年生は、新学習指導要領による教科用図書を使用するため、新規の教科書になる。教育委員の皆様には、10～15分ほど実際に教科用図書を御覧いただく時間を設ける。

(教科用図書閲覧)

奥村教育長 それでは再開する。実際に見て、かつての教科書とはかなり変わってきていると感じたと思う。御質問、御意見等はいかがか。

川口委員 サイズが大きく、大変見やすく視覚に訴える教科書ばかりである。QRコードも付いていた。市立沼津高校の特徴だと思うが、選択科目が多く、福祉やフードデザイン、保育など、生徒たちが自分の将来について考える上で、今興味があることを高校で専門的に学べるのはとても魅力的だと思う。

奥村教育長 科目名に「探究」という言葉が入っているものもある。また、新科目「公共」の中で、新たに金融教育等が始まっている。実際に高校3年生で成年年齢に到達するため、いろいろなことに対して責任を持たなければならないことが教科書を見てもわかると思う。

佐藤委員 今高校生ならとても楽しいと思う。非常に見やすく、興味を引くものばかりである。

奥村教育長 勉強したくなる教科書である。併せてデジタル教科書の開発も教科書会社が同時に進めている。文部科学省の方でも、紙とデジタルのバランスを取った併用化を考えていると伺っている。

土屋委員 時代が違う。とてもきれいで学習がしやすいと思う。

奥村教育長 御意見も尽きたようなので、お諮りする。議第13号 令和5年度使用の沼津市立沼津高等学校教科用図書の採択について、内申どおり採択するということがよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第13号については、内申どおり採択することに決する。

議第14号 沼津市立小中学校通学区域審議会条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める者を定める規則の一部改正について

<現在、沼津市立小中学校通学区域審議会条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める者を定める規則において、教育委員会が規則で定める者を「公募により選考する18歳以上の市民（高等学校の生徒を除く。）」と規定しているが、最新の沼津市附属機関及び懇話会の運営に関する指針との整合性を確保するため、通学区域審議会委員の公募においても高等学校の生徒を除外する文言を削除する。>

(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。本件に対する御意見、御質問等はいかがか。

重光委員 18歳以上の市民という規定は、成年年齢が引き下げられる前からなのか。

学校教育課長補佐 沼津市附属機関及び懇話会の運営に関する指針は、市長部局で策定しているものであり、18歳以上という規定については、民法改正前に制定されたものである。

奥村教育長 成年年齢が20歳のときから、これは18歳以上の市民と規定されたということである。現在の委員の任期が今年の11月11日までであり、11月12日からの公募に適用する。

御意見も尽きたようなので、お諮りする。議第14号 沼津市立小中学校通学区区域審議会条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める者を定める規則の一部改正について、原案のとおり可決するというのでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第14号について、原案のとおり決する。

議第15号 沼津市学校給食費に関する要綱の特例に関する要綱の制定について

<令和4年度に沼津市が実施する学校給食において、新型コロナウイルス感染症対策に伴う社会状況の変化に対応し、給食の安定的な供給と保護者負担の軽減促進等を図るため、「沼津市学校給食費に関する要綱」についての特例を定める。10月から3月までの6か月分の賄材料費を約10%増額し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、児童生徒の同期間（6か月）の学校給食費を無償とする。>

(学校給食室長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。先程の報告事項1でこの件について触れている。9月分までは現状の給食費、10月分から10%増額した金額を3月まで無償化する。ただし、教職員に関しては対象外である。

御意見、御質問等はいかがか。

よろしければ、お諮りする。議第15号 沼津市学校給食費に関する要綱の特例に関する要綱の制定について、原案のとおり可決するというのでよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。議第15号について、原案のとおり決する。

<協 議>

奥村教育長 日程（6）協議事項は、本日は案件なし。

<報 告>

奥村教育長 日程（7）報告事項である。

報告事項2 令和4年6月市議会定例会一般質問等について

<本会議で行われた代表質問等について報告する。6人の議員から、デジタル社会を見据えた本市におけるICT活用促進について、子どもの権利条約について、

教職員の労働環境改善に向けた取組について、本市の小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について、女性の社会進出に向けた取組として学校での生理用品の配布について、市立小中学校におけるいじめについて、沼津市公共施設マネジメント計画における対象の公共施設と本市のまちづくりとして、公共建築物の最適化等を実施した場合の改修・更新経費の試算内容と対象となる施設について等の質問があり、教育長、教育次長及び財務部長が答弁を行った。>

(教育次長 資料に基づき説明)

奥村教育長 報告が終わった。教育委員会でまとめた概要内容になる。御意見、御質問等いかがか。

重光委員 ウィズコロナ下における児童生徒の学校生活と熱中症リスクの対応への教育長の答弁に、「子供たちにとって、学校生活における日々の授業や各種行事は、成長過程において将来の人格形成をつかさどる貴重な体験である」とある。今後またコロナが増えるかもしれないが、その度に全部中止にしてしまうと、取り返しのつかないことが起こり得るのではないかと考えている。修学旅行や社会科見学など含め、各種イベント等をできる限り行う方向で学校として努力してほしいと、保護者として強く願っている。先般、第四小学校でも運動会があり、学年ごとに行ったそうだが、保護者が1人しか入れず私は行けなかった。多少の制限はやむを得ないと思うが、子供が何かを体験できる機会を失うことはできる限り避けてほしい。弾むような足取りで鎌倉への社会科見学に行った娘を見ると、コロナのせいで行けなかった一学年上の子供たちのことを思い、大変心が痛む。大人からすれば1回だけのイベントかもしれないが、子供にとっては一生に一度のものである。できる限りの学校行事を行えるよう努力していただきたいと重ねてお願いする。

奥村教育長 全くそのとおりである。授業の中で培う力、体験することや行事等で仲間と一緒に育むものには、適切な時期があると思う。それぞれの学年に合わせて組んでいる学年行事にはそれなりの意味がある。それを中止し、2年後、3年後に行えばよいかという、そういうものではない。適切な時期にタイミングよく行うことは非常に大事なことである。そういった意味では、初めてコロナと対峙した3年前に比べると、学校は、何もかも中止というところから、できることは何かを考えて行うという発想に変わった。先日の第四小の運動会でも、学年別の対応をし、熱中症対策として、教室にエアコンを入れて冷やしておき、中休みの休憩を1回入れる。子供たちは塩入りキャンディーを舐めながら教室で休憩をとり、少しクールダウンをしてから運動場に出て行くというように、いろいろな工夫をしていた。本当ならお昼には家族みんなでお弁当を食べることなどができればよいと思う。今後も行事を中止するのではなく、縮小や形を変えることはあると思うが、できることをできる限りやっていく。

学校教育課長 本年度の校長会のキーワードは「創意と工夫」である。これまでになかった傾向だと思うが、行事等について、どうしたらできるかを子供たちと一緒に考えて考えることは、昨年からのどの学校でも進んでいる。今後も多少の制限はあるかもしれないが、その中で工夫してやっていく。

奥村教育長 学校には引き続きそのような形でやってほしいと伝えていく。

- 川口委員 山下議員のいじめに関する質疑を読み、うちにも小中高に子供がいるが、実際に自分の子供がいじめを受けたときに、親としてどうするかを考えた。実際にいじめにあった子供や保護者が、どんな支援を受けられるのか、どんなプロセスを踏み、どうやって解決していくのかということが、わかっていなかった。こういう場合はこうするという仕組みはあると思うが、それが一目でわかるものがあるとよい。いじめのニュースを見て、うちの子は大丈夫かと考える人もいると思う。もしそうなったとしても、こうやって支えてもらえるということがわかるものがあると心強いと思う。システムだけでなく、目に見える形になっているものはあるか。
- 学校教育課長 いじめ問題は、本当に難しい問題だと思う。マニュアルがあったとしても、その対応は事案によって全て異なる。私たち教職員は常日頃から異変を見つけるためにアンテナを高くしているが、発見するのは教職員だけでなくもよいと思う。地域の方、保護者、スクールカウンセラー、様々な方の中で、そのような情報をキャッチして共有していきたい。御指摘のとおりではあるが、マニュアルどおりにはいかないため、その都度、被害にあった子供と保護者と一緒に解決方法を探っていく。また、加害者の子供もいるが、その事案が悪化しないように、一緒に寄り添いながらやっていく方法を考える。教職員は、事例等を含め研修等を重ねているが、簡単にはいかない事案が多いのが事実である。
- 奥村教育長 学校の中でもケース会議を行い、そのケース会議には学校の職員だけでなく専門的な知見を持ったカウンセラーや福祉関連の関係者、教育委員会等が入ったりもする。そういう方々と連携し、学校では2日に1度は、保護者や子供に「どうしていこうか」「今どんな気持ちか」と確認をし、常に寄り添っている。教育委員会から学校に助言をし、場合によっては保護者等と連絡を取り合い、教育委員会も全面的に協力し、子供が一日でも早く学校に安心して行ける体制づくりに努めていく。少しずつ少しずつ時間をかけ、いじめから解決に至るまでの時間を共有し、学校も教育委員会も、被害にあった子供を絶対に一人ぼっちにはしないという姿勢を常に示すよう努めている。
- ほかになれば、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項3 2022高校生しゃべり場inぬまづの開催について

各高校から推薦された12人の生徒が学校の枠を超えて集まり、テーマについて意見を自由に発表し、社会に対する意識や関心を高める場としており、今年で10回目となる。テーマは、「大人になったら何が変わる?～18歳から成人に～」であり、8月21日(日)に沼津仲見世商店街で開催する。>

(生涯学習課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。本件に対する御意見、御質問はいかがか。
- 6月に主に中学3年生が出場する「わたしの主張大会」が開催されたが、自分が社会的な事象についてこう考えていると人前で表現することは非常に素晴らしく、自分が中学生のときにはこんな話し方はできなかったと思う。私も1度見たことがあるが、高校生のしゃべり場では、高校生の視野や視点がすごい

と思った。私は高校生と相対する中で対等に話をしている気持ちになることがよくある。佐藤委員、ボーイスカウトには高校生もいると思うが、ボーイスカウトで実際に高校生と向き合う中で感じていることはあるか。

佐藤委員 中学生と高校生では隊も違い、中学3年生まではボーイ隊、高校生はベンチャースカウト隊となる。ベンチャースカウト隊になると、隊の指導者との向き合い方が変わる。ボーイスカウトの教育のやり方として、高校生の年代は、自分たちで企画をさせる。調べて計画を立て実施し、評価、反省をして次につなげることができる年代だと考え、そのようなことをさせている。そういう点からも中学生と高校生ではかなり違うと感じている。

奥村教育長 生涯学習課長、この日を迎えるにあたり高校生たちは事前準備をしているのか。
生涯学習課長 今回参加する生徒たちは、事前研修を2回行う。今週末、消費生活センターの職員を講師に、契約や成人に課される責任等について学ぶ。それに基づいて、自分の意見を考える時間を設ける。

奥村教育長 こちらからただテーマを出すだけでなく、事前に高校生が自分で考え意見をまとめるという本番に向けた準備を行える仕掛けをしている。

川口委員 見に行ったことがないので教えてほしい。当日は司会者がいるのか、それとも高校生だけで全部行っているのか。

生涯学習課長 司会役は生徒たちの中で決めてもらう。やりたいと立候補する生徒が毎年いるため、概ね自薦で決まる。進行方法も生徒たちに決めてもらう。事前研修の1回目は、先程申し上げたように消費生活センターの講義を聞き、自分なりに成人になることについて考えてもらう。2回目は、進行方法も含めて生徒たちで話し合いをしてもらい、本番に臨む。

奥村教育長 8月21日に仲見世商店街で開催する。

土屋委員 このしゃべり場が始まった頃は、閉ざされた会場で行っていた。ここ何回かは、仲見世商店街で行っており、一般の聴衆の方だけでなく通りすがりの方も見学できる。屋内と屋外では、高校生たちのやりやすさは違うのか、何か感想などからわかることはあるか。また、企画する側として、どちらの会場の方がよいと考えているのか。

生涯学習課長 ホールのような閉ざされた空間で行うよりもオープンな会場でやる方が、生徒たちもリラックスし、あまり構えずに意見が出せると感じている。通りすがりの方も何をやっているのかと、少し立ち止まって高校生の話を聞いてくれることもあるので、仲見世商店街でやってよかったと思っている。

奥村教育長 時期として8月に行くなら、外でやるにしても直射日光や熱中症などを考慮し、安全や健康を確保する必要がある。コロナによって延期され、寒い時期に行ったこともあった。毎年仲見世商店街でよいかを含め、時期、場所、方法等についても検討していただければと思う。

ほかになれば、本件については報告を受けたということで御了承願う。

<その他>

奥村教育長 日程(8) その他である。
何かあるか。なければ、残る日程は非公開とする。

議第16号については、資料に個人情報が含まれているため当日は非公開としたが、審議の内容について公開することに差支えがないため公開する。

<議案>

奥村教育長 日程（9）議案である。

議第16号 沼津市育英条例に基づく令和4年度奨学生の選定について

<沼津市奨学生選考委員会から令和4年度奨学生の選考結果の答申を受け、奨学生10人を選定してよいか審議する。本市に住所を有する者の子で、大学に在学し、学業成績が優れ心身が健全であり学資の援助を必要とする者に対し、月額1万円の奨学金を4年間給与するものである。25人の申請があり、沼津市奨学生選考基準に基づき提出された願書等から「基準による評価点」を算出し、選考委員会の審議により、「委員による評価点」が加算され、2つの評価点の合計点数により選定した。なお、今回は第10位に同点者が2人いたため、選考委員会において慎重に審議を行い、令和4年度奨学生として10人を選考した。>
(学校管理課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。本件に対する御意見、御質問はいかがか。
- 佐藤委員 10番目と11番目が同点であり、その中の1人を選ぶのは苦渋の決断だったと思うが、当選落選の大きな違い、判断基準は何か。
- 学校管理課長 奨学生選考委員会で重視したことの一つは学業成績である。また、選ばれた方には弟がおり、今後さらに家計負担が大きくなることが見込まれる等、そのようなことを総合的に判断する中で、2人の中から1人を選んでいただいた。
- 重光委員 最終評定結果が評価点数順で記載されているが、「委員評価による点数」にはかなりばらつきがあり、最終的にこれで逆転されている方もいる。「委員評価による点数」は、どのような基準で決まっているのか、また、「人物概評」の査定と「委員評価」の違いは何か。
- 学校管理課長 「委員評価による点数」は、委員の皆様には候補者1人につき、最大3点の評価点で加点をしていただいている。その基準は、選考委員会を始めるときに、どのような基準で行うか少し話し合いをしていただき、そこで加点を行っている。判断基準については、願書を見て事務局で、本人たちに、例えば、大学卒業後どのようなことを考えているかなど聞き取りを行っている。その中で、例えば、沼津に戻って就職をしたいなどがあり、そのようなものを元に委員の皆様には、例えば、Uターン就職の希望を少し重視するとか、また他にも、他の奨学金の受給の有無という情報もあるため、そのような評価基準にない部分を含めて委員の皆様には加点をお願いしている。もう一つ、「人物概評」については、願書の中に学校側からの人物概評の記載がある。A、B、C、Dで評価されており、それを点数化している。学校側の評価が、人物概評の点数になっている。
- 重光委員 学業成績と先程の学校の人物の評価は、高校の評価なのか。
- 学校管理課長 学業も人物の評価も出身高校の評価である。
- 奥村教育長 学業以外にもボランティアや外部での活動、3年間皆勤であるなど、総合的に判断している。先程学校管理課長が言うように、これから大学に行く高校生の

段階でのものであり、必ずしも沼津とはならないかもしれないが、Uターン就職に関する希望を聞いている。このような希望は変化してしまうこともあるため、自治体によっては、奨学金という形ではなく、例えば、新幹線定期の補助等、地元に住んで大学に通うための支援をする自治体もある。課題は、いつまでこの奨学金が続くかである。原資が目減りしているのが現実である。サステナブルな制度にしていくにはどうすべきかを検討する必要があると思う。先のことだが、現在大学4年生の奨学生が9人である。来年9人が卒業することになるが、来年度の奨学生は9人になるのか、それとも10人と決まっているのか。平成18年度から10人ということで、選考は10人している。現在のところ、来年度以降も10人としていたいと考えている。

学校管理課長

奥村教育長

川口委員

奥村教育長

学校管理課長

奥村教育長

各委員

奥村教育長

承知した。

途中で誰か辞退して9人なのか。

そういうことである。大学を辞めた場合もある。留年した場合も4年間しか給与されない。

沼津市に住所を有する者の子であることが条件であり、親が市外に転出することで、給与がストップした方もいた。

御意見も尽きたようなので、お諮りする。議第35号 沼津市育英条例に基づく令和3年度奨学生の選定について、原案どおり可決するということでよいか。

異議なし。

異議なしと認める。議第35号について、原案のとおり決する。

ほかになければ、本日の定例会を終了する。

午後5時04分 閉会